



会議議事録

- I. 会議名 : 2019 年度第 3 回幹事会
- II. 開催日時 : 2019 年 9 月 9 日 (月) 18:30~
- III. 開催場所 : 関電ビル 4F
- IV. 議事内容 : 以下の通り

審議事項

第一号議案 秋イベント実行計画案について

睦会の森代表より秋イベントである「館友 高山良彦住職 と巡る日本仏教の母山 延暦寺」についての以下の実施計画が説明された。

参加者が定員に達し募集を締め切ったが、その後キャンセルが出たので、追加募集をする。参加者が多いのでコストが下がり参加費を千円値引きし、6500 円に変更した。

近畿修猷ゴルフコンペについては現在 22 名の参加者であるが、7 組 28 名程度になるよう声がけをする。

春イベントの収支報告もなされ、5 千円余の赤字となったが秋イベントの収支で相殺できるようにする計画が説明された。

第二号議案 次年度組織体制案について

次年度の組織体制につき、会長及び幹事長から以下の提案がなされ、審議の結果提案通り総会に上程することを決議した。

1. 提案目的

幹事長と事務局長の二頭体制を幹事長に一元化することにより迅速な運営を行う。

2. 組織変更理由

事務局長の業務が会計、システム、会員管理と幅広く、それら全てに精通して労力・時間等対応できる人材は希少である。それぞれの業務に精通した副幹事長が幹事長の元で業務を行うことが望ましいと考える。

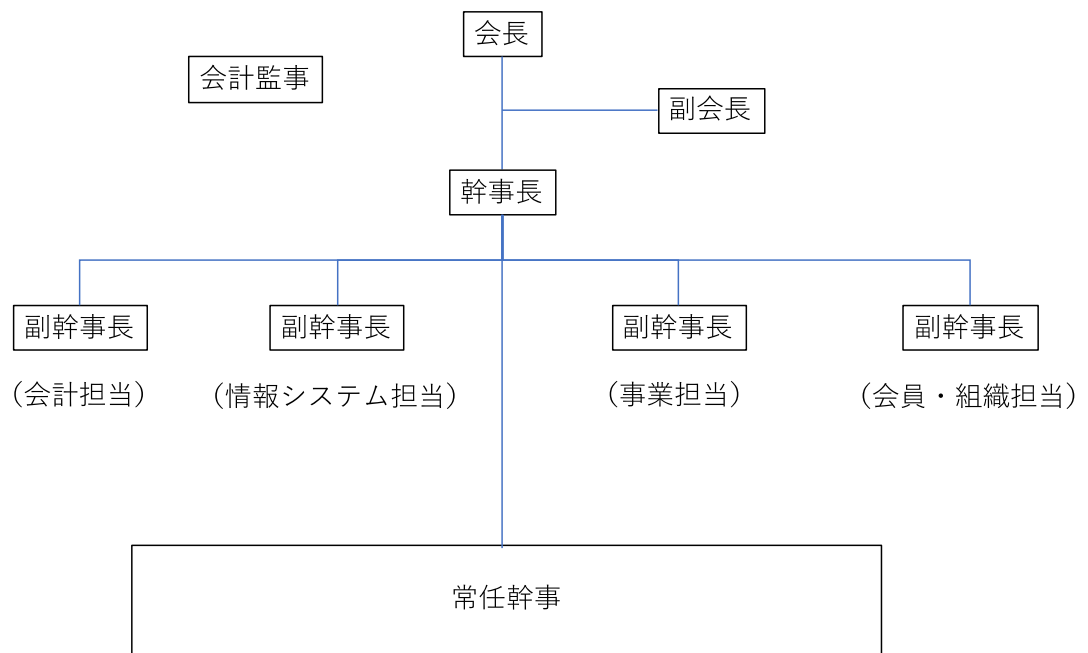
3. 組織変更内容

以下の通り

- 1) 事務業務も含めて幹事長が全てを管掌する。
- 2) 事務局長を廃止する。
- 3) 事務局長が担当していた会員管理、会計、情報システムについては副幹事長が分担して担当する。

4. 総会への提案

本議案は総会決議事項であり、11月の総会に上程し審議決定する。



第三号議案 次年度役員改選について

組織変更に伴い会則変更が必要となるため、幹事長から以下の提案がなされ、審議の結果提案通り総会に上程することを決議した。

1. 会則変更の目的

以下の通り

- 1) 組織変更に伴い会則を変更する必要がある。
- 2) 常任幹事会を公式会議体として位置付ける。

2. 会則変更の骨子

以下の通り

- 1) 幹事長を会務全般の管掌とする。(第6条)
- 2) 事務局長、副事務局長組織を削除する。(第4、5、6条)
- 3) 常任幹事会の条項を設ける。(第12条)

3. 会則変更対比表

下表の通り

<p>第4条 役員</p> <p>本会に以下の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会長 1名2) 副会長 若干名3) 幹事長 1名4) 副幹事長 若干名5) 事務局長 1名6) 副事務局長 1名7) 常任幹事 若干名8) 学年幹事 各年次1名9) 監事 2名	<p>第4条 役員</p> <p>本会に以下の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会長 1名2) 副会長 若干名3) 幹事長 1名4) 副幹事長 若干名5) 常任幹事 若干名6) 学年幹事 各年次1名7) 監事 2名
<p>第5条 役員を選任</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会長、副会長、幹事長、事務局長、副幹事長、副事務局長、常任幹事及び監事は総会において選出する。2. 学年幹事は各年度の会員が選出した会員を会長が委嘱する。	<p>第5条 役員を選任</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事及び監事は総会において選出する。 <p>学年幹事は各年度の会員が選出した会員を会長が委嘱する。</p>
<p>第6条 役員の任務</p> <p>役員は次の各号に定める任務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会長は本会を代表し会務全般を掌る。2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理を行う。3) 幹事長は会長の意を受け、円滑な会務の運営を掌る。4) 事務局長は金銭の収支、会費の徴収、Webサイトの管理運営、その他本会事務全般を掌る。5) 副幹事長は幹事長を補佐する。6) 副事務局長は事務局長を補佐する。7) 常任幹事は本会の会務を執行する。	<p>第6条 役員の任務</p> <p>役員は次の各号に定める任務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会長は本会を代表し会務全般を掌る。2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理を行う。3) 幹事長は会長の意を受け、会務全般につき円滑な運営を掌る。5) 副幹事長は幹事長を補佐する。7) 常任幹事は本会の会務を執行する。8) 学年幹事は学年を代表し、学年会員をまとめて会務を執行する。9) 監事は本会の会計及び事務執行業務を監査する。

<p>8) 学年幹事は学年を代表し、学年会員をまとめて会務を執行する。</p> <p>9) 監事は本会の会計及び事務執行業務を監査する。</p>	
<p style="text-align: center;">新設条項</p>	<p>第12条 常任幹事会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は総会及び幹事会における決定事項についてその具体的実施内容を審議するため、必要に応じて常任幹事会を招集し開催する。 2. 常任幹事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって構成する。 3. 常任幹事会は会長が必要に応じてこれを招集し議長となる。

4. 総会への提案

本議案は総会決議事項であり、11月の総会に上程し審議決定する。

報告事項

1. 収支状況報告

草野副幹事長より、9月8日現在の収入および支出の状況の報告があった。

- 会費納入者数は218名（前年同時期203名）、年会費収入は654千円（前年609千円）と増収となっている。
- 寄付金納入者数65名（前年同時期58名）、寄付金額は191千円（204千円）と寄付者が増加したが大口の寄付が減少して金額では昨年を下回った。
- 支出としてはイベント助成金、クラブ活動助成金、シクミネット管理費が新規コストとして計上されているが、概ね計画通りの支出である。

以上